

## ○町田市工事等成績評定実施細目

総務部工事情質課

### 第1 趣旨

この実施細目は、町田市工事成績評定事務取扱要領(以下「工事評定要領」という。)並びに町田市工事関連業務委託成績評定事務取扱要領(以下「委託評定要領」という。)に定めるもののほか、工事等の成績評定(以下「評定」という。)を実施するに当たり必要な事項について定める。

### 第2 監督員が複数いる場合

1 工事に関して、監督員が複数いる場合の監督員評定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 評定対象工事の工事種別(建築、電気、機械(空調、衛生その他の設備)並びに土木(造園含む。))をいう。)が複数の場合 各工事種別の主任監督員、担当監督員又はその両者が評定を行い、各工事種別の直接工事費を基に各工事種別の評定点を加重平均したものを総括監督員へ報告し、総括監督員は、報告された評定を基に法令遵守等の項目とあわせて評定すること
- (2) 評定対象工事の工事種別が1つの場合 主任監督員、担当監督員又はその両者の協議により評定を行い、総括監督員へ報告し、総括監督員は、報告された評定を基に法令遵守等の項目とあわせて評定すること
- (3) 前2号以外の場合 監督員が協議して評定すること

2 委託に関して、監督員が複数いる場合の監督員評定は、前項第2号から第3号を準用する。

### 第3 監督員が一人の場合

監督員が総括監督員一人の場合の監督員評定は、総括監督員が工事評定要領第5第1項各号に掲げる評定又は委託評定要領第5第1項各号についても行うものとする。

### 第4 検査員が複数いる場合

同一の検査において検査員が複数いる場合の検査員評定は、次の各号に掲

げるとおりとする。

- (1) 評定対象工事の工事種別が複数の場合 各工事種別の検査員が評定を行ない、各工事種別の直接工事費を基に各工事種別の評定点を加重平均（少数第2位四捨五入）すること
- (2) 評定対象工事の工事種別が1つの場合 検査員が協議して評定すること
- (3) 前2号以外の場合 検査員が協議して評定すること

## 第5 既済部分検査における成績評定

既済部分検査を実施した場合の検査員の評定は、次の各号によるものとする。

- (1) 完了検査後の評定に既済部分検査時に実施した評定を合算する。なお、合算方法は、完了検査後、細目ごと次の数式により細目最終成績を算出する。

$$\text{細目最終成績} = (a/b \times 0.3 + c \times 0.7) \times 30/100 \quad (\text{小数第2位四捨五入})$$

a：既済部分検査細目評価点

b：既済部分検査回数

c：完了検査細目評価点

(参考：合算方法は東京都の建築営繕系の最終点算出方法と同じ方法。なお東京都の土木系は単純平均されている。)

- (2) 次に掲げる場合は、工事評定要領第19既済部分検査終了後の評定に規定する既済部分検査への準用を行なうことができる。

ア 中間検査を工事品質課以外の検査員へ検査依頼した場合

イ 検査の実施が2ヵ年以上にわたり複数回行われる工事の場合

ウ その他工事品質課長が必要と認めた場合

## 第6 評定の通知

工事評定要領第10又は委託評定要領第10における評定の通知は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事等成績評定通知書（第9号様式）に工事成績評定表（第1号様式）又は委託成績評定表（第1号様式）を添付すること。
- (2) 通知日を発送予定日とし、郵送又は電子メールで送信すること。

## 第7 説明請求に対する回答

工事評定要領第11第4項又は委託評定要領第11第4項における説明請

求に対する回答は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事に関しては、監督員工事成績項目別評定表（第3号様式から第3号様式の12）及び検査員工事成績項目別評定表（第5号様式から第8号様式の26）の該当部分（様式のみ）を説明請求に対する回答書に添付すること
- (2) 委託に関しては、監督員委託成績評定項目別評定表（第2号様式の3から第2号様式の7、第3号様式の2から第3号様式の7、第5号様式から第8号様式の26）及び検査員委託成績評定項目別評定表（第4号様式の3から第4号様式の8）の該当部分（様式のみ）を説明請求に対する回答書に添付すること
- (3) 受注者又は受託者（以下「受注者等」という。）へ電話連絡の上、工事品質課職員が交付すること

#### 第8 苦情の申立てに対する回答

工事評定要領第14又は委託評定要領第14における苦情の申立てに対する回答は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事品質課長は、町田市工事等成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）へ付議する前に、苦情の申立て内容に対し、監督員又は検査員へ書面にて内容に対する回答を求めること
- (2) 工事評定要領第14第2項又は委託評定要領第14第2項で提出された工事等成績評定に関する苦情申立書と前号の回答をあわせて委員会へ付議すること
- (3) 委員会からの審査結果を基に苦情の申立てに対する回答を作成し、委員会開催後速やかに受注者等へ回答すること
- (4) 受注者等へ郵送とすること

#### 第9 評定の再発行

第6の通知を行った評定については、工事等成績評定通知の再発行は行わないものとする。なお、受注者等から再発行の要望があるときは、保存されている原稿（保存年限を過ぎた評定は除く。）を閲覧（コピー）させることができるものとする。

#### 第10 評定の公表

- 1 工事成績評定要領第17第3項及び工事関連業務委託成績評定要領第

17第2項により取りまとめた成績評定結果は、業種別の平均点とともに町田市のホームページに公表するものとする。

#### 附 則

- 1 この実施細目は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第10第3項の公表については、対象となる業種別評定結果の平均点以上の受注者等の部分とする。